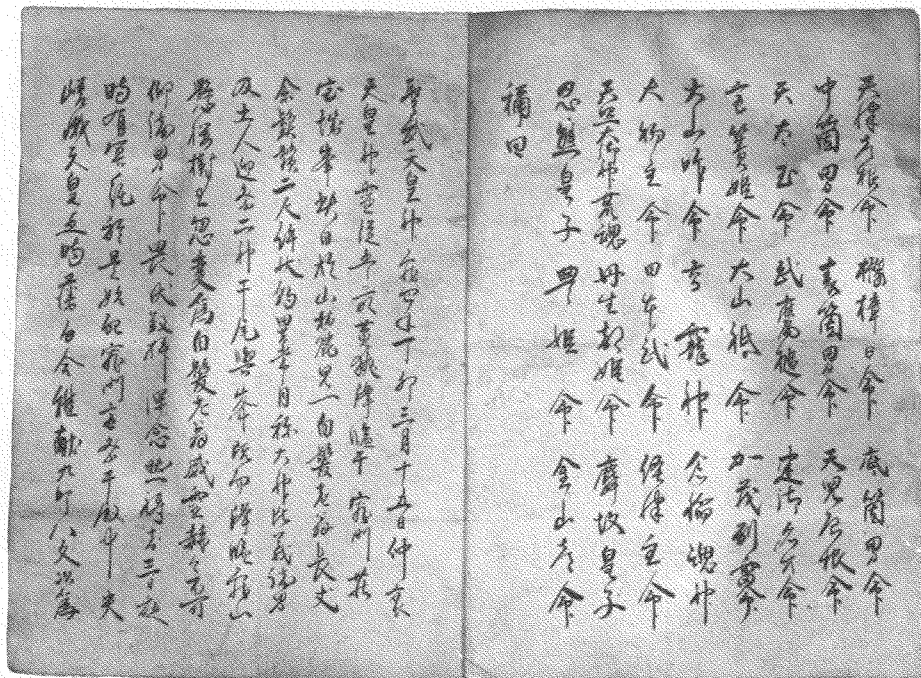


べっふの文化財

No. 19
昭和63年3月

— 社 縁 起 —

- ☆八幡宮社記（八幡竈門神社）
- ☆ 霧見嶽火男火売神社略縁起
- ☆南石垣・中石垣村・産土神天神社縁起
- ☆大神峯神社の縁起
- ☆住吉宮二座坐大神成坐由来卜万登濱奉祭事
- ☆八幡朝見神社由来記
- ☆八幡石垣宮縁起



寛政4年の八幡竈門神社の社記

別府市教育委員会
別府市文化財調査員会

八幡宮社記（八幡竈門神社）

別府市 内 竈

仁徳天皇之時
勅曰後豐州速見郡竈門莊龜山者 日本武命及神功皇后西
征之時 造行宮徵兵之地宜崇敬潔祀於是如降
三十三神即

國常立尊	天照皇大御神	田心姫命	湍津日命
市杵嶋姫命	素盞雄命	天忍穗耳命	天穗日命
活津彥根命	天津彥根命	櫛樟日命	底筒男命
中筒男命	表筒男命	天兒屋根命	天太玉命
武甕槌命	建御名方命	宮簀姫命	大山祇命
加茂別雷命	大山咋命	高竈神	倉稻魂神
大物主命	日本武命	經津主命	天照大御神荒 魂
丹生都姫命	麿坂皇子	忍熊皇子	豐姫命
金山彦命			

称曰 聖武天皇神龜四年丁卯三月十五日 仲哀天皇應神
天皇神靈從豐前菟狹降臨于竈門莊寶城峯 此日於山麓見
一白髮老翁長丈余髭鬚二尺許狀豹異常自稱大神比義諸男
及土人迎祭二神于尾輿峯 既而降臨龜山懸桜樹上忽變為
白髮老翁威靈赫々不可仰諸男命畏伏敬拝深念默禱者三日
夜時有宣託 於是始配竈門宮祭于殿中央嵯峨天皇之時藤
百合稚猷九町八反以為祀田 淳和天皇天長三年丙午三月

十五日迎神功皇后神靈於菟狹又配焉遂称竈門八幡宮 此
時置社僧神宮寺之末寺長福寺光明寺自應寺他應寺觀音寺
養德寺皆真言宗也 自宇佐坊中来八月十日行生会三日二
夜此祭七坊共之

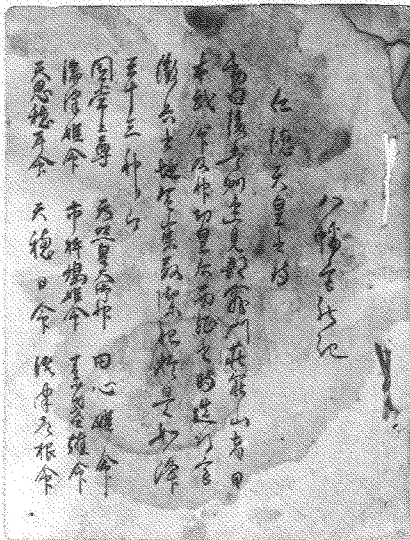
建久七年丙辰大友左近將監能直受封豐後 崇信此祠祀田
尚如元正治元己未復祀田九町八反 大興東濱行幸儀其八
幡大神神輿二及三十三神神輿一云

明德二年辛未三月初属神祇伯白川殿 天正十九年辛卯大
友氏没収祀田 於是東濱行幸之儀元和元年乙卯七坊壞廢
独神宮寺存焉 同元年五月豐前小倉城主小笠原氏所領之
時憂本社衰頽復干旧領

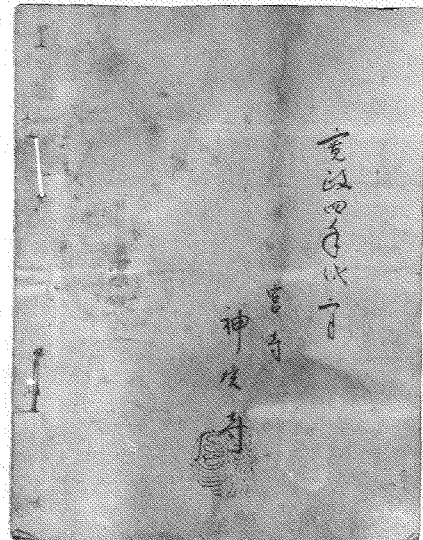
寛政四年戊二月

宮寺 神宮寺

※八幡竈門神社の祭神は、仲哀・応神天皇、神功皇后の
外三十三柱の神々が祀られている。仲哀・応神天皇の二
神靈は神龜四年大神比儀にみちびかれ龜山の桜樹に降臨
し、竈門宮三十三神の神靈とともに現在の社地に合祀さ
れた。この日（三月十三日）が桜祭りの始まりといわれ
ている。ついで、天長三年に宇佐宮より神功皇后の神靈
を勧請し、はじめて放生会を行ったといわれている。



寛政4年の社記の表紙



寛政4年の社記の裏表紙

鶴見嶽火男火売神社略縁起

別府市 東 山

伊邪那伊邪那美命 大八州国ヲ始、萬ノ神ヲヲ生坐シ麻奈弟子ニ 火産靈命ヲ生給フ 此時 伊邪那美命神隱玉シカハ 伊邪那伎命怒リ坐テ斯リ玉 加具土神ノ御体タヨリ成坐ル 天香具山ヲ始テ 石木草海川ノ底ニ至マデ 火ヲ含ヌ物ナシト云云

続日本御記 仁明記ニ曰 第十九卷二十丁目 嘉祥二年六月癸未朔 遣使巡檢京城飢民 開倉廩以賑恤セシム緑テ霖雨也 奉授豊後国宇奈岐比咩ノ神 火男火咩ノ神ニ並從五位ニ云云

三代実録 曰第十四册十一丁目 五十六代 清和天皇貞観九年 迦具土神荒ヒ玉ヒ 鶴見ノ嶺ニ火氣盛ニ燃上リ 人民大ニ恐レヲナシ 起居不安 日数経レトモ 火氣鎮ラス 益々盛ニ成 少モ鎮ス 是ヲ以 火産靈神ノ御靈ヲ和ラケ鎮奉ムカ為ニ 山上ヲ遥拝シ火ノ氣和シ玉ヘト祈奉ルニ 火神御心和ラキ玉ヒ 忽チ戌亥ノ方鳴動シテ ヌケ出火氣モ鎮ケレハ 諸民大ニ喜悦厚祈ノ心ヲ起シ 遥拝所圀江大祭執行致時ニ 山ノヌケ出タル跡ヲ里俗ニ地獄谷ト申テ 今ニ至マデ火氣盛ニ立登事 普ク人ノ知所ナリ 其後 奏聞ニ及シヤ 同年八月十六日壬午 從五位上 火男神 正五位下 火売神 下シ給ル事 三代実録第十四册二十六丁目 見江タリ 又絶頂ノ山勢東西二ツニ分レ中ニ火氣有 東ヲ男嶽ト唱 西ヲ女嶽ト唱 女男ナレバ此山ヲ都留身ト呼 是麻具波比ノ意ナルヘシ 東ノ嶺ヲ火男神 西ノ嶺ヲ火売神ト称辞申テヨリ山ヲ神体トナン奉祭所ナリ 延喜御式 第十册 神名帳七十七丁目 豊後国速見郡 火男火売神社二座ト神名帳ニノセタル所 此鶴見山ナル事顯然タリ 実国史見在ノ證文ノ大略

延喜式神祇十神名帳下七十七丁目豊後国六座ノ条

速見郡三座並小

・宇奈岐比咩神社

・火男火売神社・二座ト御座候

日本三代実録第十四册十一丁目云

太宰府言フ 從五位上火男神 從五位下火売神

二社在 豊後国速見郡ノ見山ノ嶺ニ

山ノ頂有三ノ池 一ノ池ハ泥水色青ク 一ノ池

ハ黒ク 一ノ池ハ赤シ 去ル正月廿日池震動ス

其ノ声如シ雷ノ俄ニメ而見ル 如キ硫黄 遍滿

国内 盤飛乱テ上光シ災火熾ユ 沙泥雪ノ如ニ

散リ積於数里ニ 池中元ト出ス温泉 泉水沸騰

自成河流ヲ 山脚ノ道路 往還不通 温ノ之水

入テ於衆流ヲ 魚×死スル者 千万数 其震動

之声経歴ス三日

同鎮日同卷十五丁目

四月三日壬申平野祭如常 令豊後国鎮謝 火男

火咩ノ両神ヲ 兼テ転読シム大般若経ヲ 縁三池震動之×ニ也

同録日同卷廿五丁目

八月八日申戌下知太宰府 令豊後国ヲ鎮セ謝神山崩之×ヲ焉

同録日同卷廿六丁目

同月十六日壬午授豊後国從五位上火男神 火咩神正位下云云

×見嶺上ノ光景ハ本社拜殿ヨリ 踊石迄亥ノ方ニ当テ道法二十余丁 但 石ヨリ二丁末ニ当テ古宮アト有 此所ニ壺×計ノカラ池有 此間ニ御神木ノ古カブアリ

踊石ヨリ五丁許 戌ニ当テ字小屋トコト申 此所ノ池泥水色青ク池ノ広サ五反歩許 右小屋トコヨリ亥ノ方ニ当テ字地獄谷ト申テ道法七丁許 但 地獄ノ池広サ壹町歩尤東西二ツニ別レテ火氣盛ニ相見江申候 從前此火氣ノ所チ赤池ト申伝候

字地獄ヨリ東ノ嶺山マテ十丁許 辰ノ方ニ当ル此嶺ヲ火男神ト奉崇 但 此嶺ヨリ四丁 辰ニ当テ色黒キ池 此広サ壹反五×歩許 此所字嶺ノ池ト申伝候

又地獄谷ヨリ西ノ嶺マテ八丁許 戌ニ当テ此嶺ヲ火咩神ト奉崇 東ノ嶺ニ有経塚 天正十八年卯九月ト彫シ御座候

右 私共参拝仕候節々数度拝觀 神跡二而委クハ両村絵図ニ御座候

明治五年壬申七月

速見郡 立石村
東畑村

祭神は、火迦具土命・火烧速女命（宮司談）。略縁起によると「三代実録に記されている貞観九年（八六七）の鶴見山の噴火のとき、火産靈神の御神靈を和らげ鎮めるために、山頂を遥拝して祈るとたちまち火気が鎮まった。そこで諸民はおおいに喜び、遥拝所をつくって大祭をおこなったという。

この時、山の気が抜け出したといわれ、その場所を地獄谷といい、いまでも火気が立ち登っている。この年、朝廷より火男神に從五位上、火女神に從五位下を賜った。

また、この噴火によって鶴見山の山頂は二つに分かれ東を男（火男神）、西を女（火売神）と称し、山を神体として祀り奉ったという。そして、男女二つがあるのでこの山を都留身（つるみ）と呼ぶようになった。

現在の拜殿より踊石まで約二十余丁あり、さらにこの石より二丁のところにも古宮の跡がある。ここに一畝ばかりの空池があり、御神木の古木の株がある。……」と書かれている。社殿は、鶴見山の雄大な自然に囲まれてお

り、境内には、「元こう二ねん」(一三三二)銘の宝塔があり、県指定の有形文化財になっている。また、境内

林は、「御嶽権現社の自然林」県の天然記念物に指定されるとともに、市生物環境保護区になっている。

南石垣村 産土神天神社縁起 中石垣村

別府市 南石垣

村天神社勸請ノ由来ヲ尋奉ルニ此地ハ往古 大山津見命ヲ鎮座ノ地ナリ 然ニ人皇六十一代朱雀天皇御宇 承平五丁未年九月八日 石垣荘ニ波流木ト申所アリ 此所ニ大ナル杉一本アリシガ 此大杉ニ豊前宇佐八幡三柱大神影向アリシカハ 此近辺リノ諸民不仕儀ノ思ヒヨナシテ神光ヲ畏ミ奉リ 大杉ノ元ニ祠ヲ建立テ某ヲ以祭主トシテ 八幡三柱ノ大神ヲ鎮メ奉祭所也 此時ノ権祭主未久某ト申センカ 同七年八月中旬ノ頃 宇佐宮ニ詣テケルニ 能折カラナレハ雲州大社ニ参詣致度由ニテ 杵築大社ニ詣テ婦国ニ及テ 同国午間ノ関マテ婦リシニ俄ニ大病ト相成シカバ 其所ノ人々モ申サルルニハ 此所ノ産土神天神ハ俗ニ医薬ノ祖神ナリト申伝タレハ 此神ニ祈リ奉モノナラハ早速平愈ニ相違ナシ信心致ヘシトアリケレハ 其者ノ教ノ如クコノ天神ニ祈リヲ掛シカハ 病ヒ急チ退散シテ平愈致シケレハ 業ク婦国ノ思ヲ起シ未久某申サルルニハ 吾知ヌ遠國ニテ掛ル病ニ取逢カナク思ヒシニ 汝カ厚心生涯ワスル事ナク 又此里ノ鎮守天神ノ御守アツテ我病氣平愈致タル上ハ 天神ヲ本国豊後ニ招請致度トテ其由ヲ願エハ 其社ノ神主申サルルニハ 然ハ此午間天神ヲ汝カ本国ニモ祭ヘシトテ神靈ヲ奉遷御守ヲ渡セハ難有ト押戴キ 午間関ヲ立テ同年九月十日ニ婦国致 雲州ニテノ御神恵ノ程ヲ思 同月十三日ニ祠ヲ建立テ 天神ト崇奉 其後此祠ノ祭主ト成テ世々仕奉ル所也 又此神ヲ医薬ノ祖神ト申タテマツル事神典ニモ見エタル如ク 杵築宮ニ瑞ノ八尺瓊ヲ以テ鎮ク座坐 大国主大神同国美保乃岬ニ浪穂ヨリ天蕪摩船ニ乗ノ波ヲ衣服ニシテ海中浮来神アリ 其名ヲ問ハスレトモ答ヘス 於是ヲ以テ久延毘古神ヲ以テ問玉フニ 此神皇産霊大神御子 少彦名命ト申神ナリ 答玉ヘハ夫ヨリ皇産霊神ニ奉ル時ニ 皇産霊大神宣玉フハ 此ハ実ニ我御子ナリ 数多ノ御子ノ中ニ吾手ナ衛ヨリ落シ御子アリ 実ニ夫ナラム故 汝葦原醜男神兄弟ト成テ天下ヲ経営致スヘシ マタ青人舂ノ病ヲ治ルヘシトノ御託言アリシカハ 夫ヨリ播州志都之岩舎ニコモリ天下ヲ経営シ玉フ マタノ人舂ノ病ヲ治ルノ法ヲモ始メ玉フナリ 於是ヲ以テ医薬ノ祖神ト雲州ニテモ唱ユナラム 又手ナ衛ヨリ落シ神ナレハ 此神ヲ奉祭故事ニ依テ此処ヲ午間ト申伝ヘタルカ 於是ヲ以テ 少彦名命ヲ奉祭御社ナレトモ 雲州ニナラヒテ午間ノ二字ハ唱申サネトモ 天神ト此處見ノ里ナル石垣崇タテマツル所ナリ 夫ヨリ遥ニ年ヲ経テ 後柏原天皇文亀三年夏ノ初ヨリ末ニ致マテ 大ナル旱魃ニテ五穀モノ枯尽トスル時 菅原神ニ祈リ雨ヲ乞玉フニ 急チ感応アリテ大雨降出シケレハ 万民祝

ヒカキリナシ 夫ヨリ九月廿四日祠ヲ建立テ 午間天神菅原神ヲ山神社ノ境内ニ合祭テ 中南両村産土神ト崇祭タテマツラム 阿那畏古

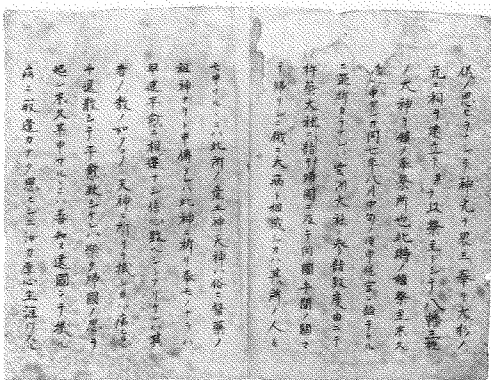
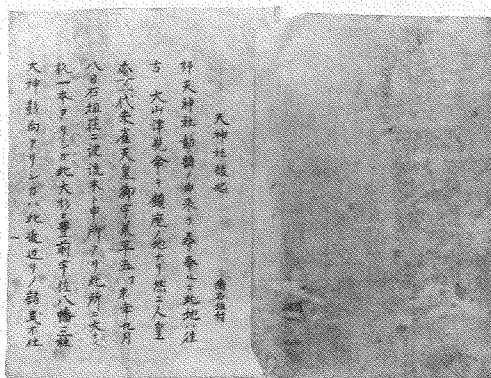
少彦名命 鎮座ヨリ明治三年迄九百三十四年ナル
菅原大神 鎮座ヨリ明治三年迄三百六十二年ナル
速見郡両石垣

神主 佐藤繁樹光栄

明治三年庚午七月中旬改之

左ノ通書ウツシ

別府御役所 相納申候



明治3年の天神社縁起

大神峯神社の縁起

別府市 内 成

(卷子仕立・標題・奥書を欠く。句読点は筆者)

抑此山ハ往古大山祇命ノ鎮座ノ地也。人皇五十七代陽成天皇元慶元年六月ノ頃、一人老翁此山ニ来リ休シケルニ、御社有ケルヲ見テ此所ノ宮守弘太夫ニ問ケルハ、此所ニハ如何ナル神ヲ祭り奉哉ト尋ラレケルニ、宮守大山祇命ヲ勸請ノ地ナリト答ケレバ、翁ノ云ルニハ、吾ハ豊前国宇佐宮大神比義命ノ苗裔大神道國ト云ル者也。此度速見郡近部庄ナル八幡宮ニ詣ケル。夫ヨリ豊後国遊覽ノ為此地ニ来リ、此山ニ登リ見ルニ、清水四面ニ流レ、殊ニ靈地ナレバ、暫ク此所ニ足ヲ止ントテ五七日滞リケル。六月十一日ノ夜八幡宮道國ニ夢中ニ託シテ宣ク、此地ハ至テ清浄ノ靈地ナレバ、吾ラモ此山ニ祭ラレヨト宣ヒケル。道國夢覺テカクアラタナル神託ヲ蒙ル事ノ有難サヨトテ、翌十二日宮守ニ語リテ共ニ力ヲ合セ八幡宇佐宮ヲ奉勸請也。時ニ道國又宮守ニ云ルハ、汝永ク此神ヲ尊ミ奉ルヘシ。吾ハ是ヨリ本国ニ歸ル也。家姓ノ一字ニ尊ノ字ヲ添テ、以来神尊ト改ラレヨト申置本国ヘ歸リケル。夫ヨリ神尊弘大夫ト改、大山祇命ト八幡大神同殿ル奉祝此社ノ神主職ト成。又八幡大神ノ御心ニ叶玉フ。大神比義命ノ末裔ナル道國勸請ノ山ナレバ、此山ヲ号テ大神山ト云フ。

其後鳥羽天皇永久二年神殿ヲ造営シ、大山祇命往古鎮座ナレハ本殿ニ奉崇。仲哀天皇神功皇后兩神ヲ相殿ニ奉祭ル。此ノ御殿ニ応神天后后神合奉祭ル。南御殿ニ仁徳天皇ノ菟道稚郎子・武内宿禰ヲ合奉祭ル。又御社ヨリ東ニ当大神比義命奉祭是ヲ一ノ森ノ神ト云。大神比義命ノ苗裔ノ道國勸請ノ神ヲ祭ル宮ナレハ、此森ニ向テ建立奉也。

其後後花園天皇永享元年六月十一日、久我野ノ原ニ行幸始ル。此時神主始メ七人ノ神官、白張ニテ供奉。又二十一人ノ神官ヲ始メテ定メ、是ハ上下ニテ御供仕候。

行幸列ノ次第

- 先一番 三宮 七曾子 大野民部白木ノ浜ヨリ潮ヲ汲、是ヲ以道祓。
- 二番 四宮 御申 平埜右近道祖トシテ先拈。
- 三番 一宮 勢家 大野安女御幣持
- 四番 二宮 八木合 岡左衛門御神持
- 五番 御輿
- 次 神主 神尊兵部
- 次 神子 兩人 山際太郎丸

次 神官中

久我野原御仮殿ニ御鎮座アリテ御神供御神酒始種々備物物。

- 五宮 詰 平埜内記御神供備
- 六宮 小平大野左兵衛御神供備
- 七宮 梶原大野衛門種々物備

六月十一日行幸アリ、十二日神事執行。同十三日還御、其節モ神主始神官中行幸場通神事執行仕候。

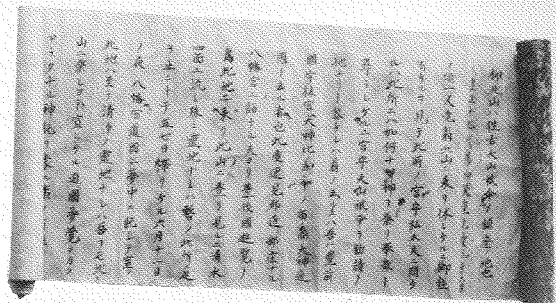
これは内成地区の旧村社であった大神峯神社の由緒を記したものである。現在は同社社掌の岡隼瀬氏が所蔵されているが、元来は大神峯神社の世襲神主であった神尊家に伝来したものである。題簽(標題)や輿付けが記されていないので、作成年月日不詳であるが、文書の紙質・表装および次の史料から推測すると、江戸時代に神尊家の当主が執筆したものと思われる。

参考までに、松岡実氏が「内成地区の小一郎(古一靈)と加久良神」(別府市教育委員会『内成・隠山総合調査報告』)に紹介されている明治七年二月の「神社取調帳附寺院由緒取調帳」(大分郡挾間町平野秀雄氏所蔵)を引用させていただくことにする。

字御苑鎮座 一、大神峯神社 式外氏子 百七拾戸
 祭神 菅田別命 仲姬命 足仲彦命 気長足姬命
 大山祇命 大鷦鷯命 菟道稚郎子命 武内宿禰命 同境内神石 祭神大神比義命
 創立 元慶六年六月十二日 従前永享元年ヨリ久我ノ原ト申ス所ニ御幸有テ三月ニハ大祭行ワレ候処何頃ヨリヤマリシヤ當時ハナシ
 人民信仰村中 年中祭祀 二月五日 六月十二日 十一月十二日

由緒

元慶元年六月十二日創立ス。此神社往古大山津見命鎮座之地也。其後陽成天皇御宇元慶元年六月ノ頃豊前国宇佐郡ナル大神比義命苗裔大神道國ト云ヘル人來リテ宇佐八幡宮ヲ勸請シ大神比義命鎮座ノ地ナルヲ以テ大神山ト云フ。其後鳥羽天皇ノ御宇、永久二年神殿ヲ造営シ後桃園天皇ノ御宇、永享元年久我ノ原ト云ヘル地ニ御幸アリテ三日大祭ヲ執行ス。



大神峯神社の縁起

住吉宮ニ座坐大神成坐由来ト万登濱奉祭事

別府市 松 原

掛幕モ綾ニ畏キ墨江ノ神成坐事ヲ神津代ノ御書ニトリテ謹テ奉考先天地未生之時於いて天御虚空成生神之御名ヲバ天之御中主神次神魯岐命神魯美命次宇麻志阿志訶備比古遲紙次天之底立神此五柱ハ年坐坐隱御身玉ヒキ又有物生於空中因此ニ成生神之御名国之底立神次豊斟神此二柱神亦隱御身玉ヒキ次国地稚在之時成坐神之御名字比地邇神妹須比智邇神次角□神妹活□神次大斗能地神妹大斗乃辯神次於母陀琉神妹訶志古泥神次伊邪那岐神妹伊邪那美神ト成坐此伊邪那岐伊邪那美二柱神淤能基呂嶋ニテ美斗能麻具波比在テ大八州国々及処々ノ小島ニ至マテ成生玉ヒ次ニハ八百万神達ヲ生玉ヒ真奈弟子ニ火産靈神ヲ生玉フ時ニ伊邪那美神火産靈神為ニ御蕃登被燒神退玉ヒテ泉国ニ至玉フ此時伊邪那岐命伊邪那美命ノ御跡ヲ随ヒ泉国ヲ窺圭ヒシニ其国ニハ豫母都志許壳又諸々穢物多ニ在シテ神津国ニ還テ言曰上伊邪那志許米伎汚穢国ニ至テ在ケリ欲滌去御身之穢詔テ筑紫日向橘小戸阿波岐原ニ御襪被玉フ時成坐神達八百万座坐ケル其中ニ底筒男命中筒男命上筒男命三柱神成坐リ是ソ津守ノ連之斎祠墨江之三前大神也 於是人皇十四代足仲彦命ノ御世ニ熊襲国ガ奉背シカバ足仲彦命熊襲国ヲ平ケムト長門国ニ御下今ノ長府ニ都ヲ御定被遊是ヲ穴戸ノ豊良宮ト云夫ヨリシテ筑前国香椎宮ニト御還アリ熊襲エ御出陣ト相成バ其前夜大神神功皇后ニ御告アルニハ熊襲國ハ打ツトモ自ラ随ヒナム其国ヲ打ムヨリ戊亥ニ當寶國アリ拷衾新羅國ト云此國ヲ征伐致熊襲ヲ助置ヘント御教アレトモ其国ヲモ御用不被遊ニ熊襲ノ軍ニ御掛リ被遊シニ神ノ御崇リニヤ熊襲ノ軍御勝利ナク崩御被遊シカバ於いて是神功皇后思召サルルニハ吾ハ只一筋ニ神ノ御教ニ随ヒ夫君ノ過ヲ□高波ヲ渡リ寶國ヲ伐ト被思召テ筑前国香椎浦ヨリ御船ニ召レ 住吉大神ノ御導ニテ海上難ナク御波有テ新羅國ニ御附被遊シニ新羅國王ヲ始唐人トモ奉ハ射向此時 住吉大神射矢ヲ為拂玉ヒシカバ返テ唐人トモノ苦ミト相成戰ナクシテ御勝利被為成シモ全く大神達ノ御助也 於神功皇后官軍ヲ御召連御歸軍トコソ成玉フ其後 住吉大神ノ御教ニハ吾荒魂ヲバ穴戸山田村ニ祠レ和魂ヲバ沼倉ノ(長

峽ニ)祠レ吾教ルママニ祠ルナラバ行来ノ船ヲ守ムト御告アレバ神功皇后御教ノ随ニ荒魂ヲバ長門国ニ奉歳齊祠又和魂ヲバ撰津国ニ奉歳齊祠夫ヨリ墨江大神ハ海上ヲ守行来ノ船ヲ導玉フ神トテ舟人ハ重ク奉祭者也 然ニ寶曆四年甲戌如月頃豊後国速見郡別府村ナル舟人大阪マデ渡海セムト別府濱ヲ出セシニ伊豫沖方ニテ大風吹起大雨盆ヲ返スガ如降出伊豫ノ沖ニテ舟モ危ク見ケレバ此時住吉大神ニ祈精ヲ掛ケ撰津国ノ方ヲ向 住吉大神此度難ヲ助玉ヘト吾魂ヲ失ナウガ如ニ祈念致ケレバ大風急静ニ成テ海上安タトシテ撰津ニ附玉フ夫ヨリ住吉ニ詣拜礼致ケル時ニ大神御託宣有ケルハ吾ヲ祈事感スルニ阿万里阿里吾神靈ヲ豊國ニ祭ルナラバ末世ニ致トモ汝舟ヲ導海上ヲ守トノ御告ヲ蒙リシ故住吉大神ニ奉仕神宮寺ニ立寄右ノ有様ヲ物語ニ社司被申ニハ然ハ住吉大神ノ神靈ヲ申受テ得サスベシトテ一通ヲ被下時ニ永井右京其一通ヲ頂戴致し三月二日大阪ヲ出立海上難ナク同月十日国ニ歸タルナリ然ニ三月十九日吉日ナレバト祠ヲ立特ニ朝見宮伊織宮主トシテ万登濱ニ奉鎮座又永井右京モ宮守ト成テ奉仕所也

寶曆四甲戌三月十九日

宮主 神 伊織

右接収神宮寺ヨリ奉一通ニ添書依有古勸請ノ故アルニ付遺写也

慶應三丁卯三月日

南石垣神主

佐藤近江正

藤原光榮

住吉神社は市内松原に勧請された神社で、主祭神は三筒男命で、氣長足比売命、加藤清正を合祀している。縁起にあるように主祭神の住吉神(三筒男命)は、宝曆四年甲戌年(一七五四)別府村楠浜の船人により、先ず楠浜に勧請され、四十七年後の寛政三年(一七九一)に別府、浜脇、田野口、朝見村の村社八幡朝見神社の御旅所付近の同社々地松原浜に遷宮し(八幡朝見神社文書)現在に至っている。

八幡朝見神社由来記

別府市 朝 見

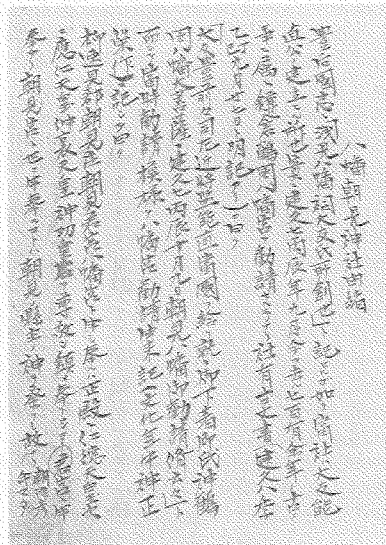
速見郡朝見庄朝見若宮八幡宮ト申シ奉ルハ正殿ニ仁徳天皇次ニ応仁天皇 仲哀天皇 神功皇后ヲ尊敬シ鎮メ奉リシヨリ若宮ト申シ奉ナリ 朝見宮ト世ニ申奉ルコトハ朝

見ノ梟主ノ神ヲ祭リシ故ナリ(朝津彦命マタ千代徳美命ト言フ) 建久七丙辰ノ冬十月九日御鎮座マシマス其由ヲ尋ネ奉ルニ大友ノ祖豊前々司能直脚豊后ノ国大分郡笠

輪ノ郷上ノ原トイフ所ニ御館ヲ構ヘ国民ヲ鎮護シ給フ
 然ルニ能直卿ツラツラ案スルニ吾ハ八幡ノ神ノ惠深ク石
 清水ノ流レヲイダキ此ノ国ノ国主ナルコトイトモ有難
 キコト有ケルトテ頼朝公ノ崇メマツル鎌倉ノ鎮守八幡若
 宮ノ神靈ヲ吾守護スル国中ノ鎮守トシテ祭ランヤト思食
 テ家ノ士能登之介国久ニ命シテ速見郡朝見ノ庄ノ人ヲ召
 連レ相州鎌倉ニ至リ若大神八幡宮ヲ勸請シ奉リシトナリ
 御供ノ人ニハ福田 高橋 永井 友永トキコヘハベル又
 浜沖ノ里人七人ニヲホセテ上ノ関ト云フ処迄迎ヲ出サセ
 給フ是今七人魚座ノ人ナリキ時建久七年十月朔日速見郡
 朝見ノ庄久光文字ノ浜ト云フ所ニ着セ給フ(今ノ別府ノ
 里ヨリミテ丑寅ニ当リ沖ノ方ニアリ)里人尊ミ奉リテ餅
 ノ飯ヲ捧ニケリ今ニモチ浜ト云ヒ里ヲ森田ト云フ(是ヲ
 按スルニ久光ノ流レナランカ)里人敏イテ神坐サシテ神
 樂ヲ奏スルコトヲ神樂田ト云フソレヨリ今ノ一ノ出ニ至
 リ鎮座ノ所ヲ見定メンガタメシバラク休ミ給フ時石ノ上
 ニ御輿ヲスエ神酒ヲ奉ルトナリ此石ヲ神酒石ト云ジ今
 八幡ノ腰掛カケ石ト云フ此里ヨリ午未ノ方ニヨキ所有ト
 テ宮所ヲ定メ給フ所ノ名ヲ龍ガ岡ト云フ今ノ音原ナリ
 (今音原ニ岡ガ鼻ト云フ有是龍ガ岡ノ名残ル処ナラン
 カ)此所清水深山ヨリ流レテ清ク潔キ靈地ナリ大友氏時
 朝臣モ御館ヲスエサセ給フ所ナリ其シルン今ニ正シク残
 レリ此龍ガ岡ニ宮柱太敷マシテ石根動キナクモ神靈ヲ鎮
 奉リテ人々ヲエラヒ神宮ト云フヲ立土地ヲ下シ給ヒテ祭
 リ式ヲトラセ給フ此所ヲ徳丸 末友 塚 流原(此四人
 ニ内殿ノ事ヲ主トラシム)家近 徳丸 平れ 太郎丸
 中瀬戸 三郎冠者 行本 鳴川 峯 所屋敷 郷殿 名
 梯木ト云フ地名ヲ下サレ赤野 一ノ出ニ神事ヲ押ヘト
 ラシメ両庄司 総司ノ役ヲ勤メテ夫々ニイツキマツル式
 ヲヲホセテ鎮祭有リシトナリ是十月九日ナリ同年十一月
 丑ノ日ヲ選年ノ豊ナルヲ祈ランガタメ歳大明神ヲ祭り給
 フ是ニモ神官ヲ定メ同ジク土地ヲ給フ赤松 鳥越 陰木
 山下屋敷 隠山 次第園 坂本 萩原 柳 末友 古
 屋敷 井手ノ古屋敷各下サレ祭ノ式ヲ初メケルコトナリ
 野口 節丸 中園ト云フ地ヲ給ヒテ宮所方ノ使番トス
 小野北 小平 小野南 神樂女 棚林 神樂女 竹の脇
 菅小野 十菅小野是等ノ人ヲ神役ノ人ト定メテ神事式
 競馬ノ法ヲハジメカクテ各々事極リ年毎ニ滞リナク神事
 勤メ来ルニ星移リ代リテ龍ガ岡モ岩根崩レ今ノ県主ノ神
 宮ニ遷シ鎮メ奉ルニ神威弥増ニ榮テ産子ノ悦ビ限りナカ
 リシトナリ 然ルニ年月重リテ山崩レテ谷ヲ埋ミ谷ハ山
 トナリ人ノ代モ替リ武士ノアラソイ隙ナク天正文録ノ頃

ハ祭祀モ絶々ニシテ云ハンスベナン 然レトモ神威猶耀
 キテ武士ノ乱レニモ宮柱カハルコトナク終ニ世間治リ慶
 長ノ末元和ノ初メヨリ大宮ノ古ハヲ思ヒテ産子ノ人人等
 尊ミ敬ヒ元ノ祭ノ式ヲ取行ヒテ宮人神官等ニ事ヲトシラ
 ムルヨリ今ニカハル事ナシ 一ニハ御宝祚万歳ヲ祈リ奉
 リ二ニハ御將軍ノ御武運長久三ニハ大友ノ君ト昔ニカハ
 ラセ給ヒ且ハ産子ノ繁榮ヲ祈ルニコソ

八幡朝見神社(朝見二丁目)の祭神は、上記の由来記
 によると、建久丙辰七年豊後の守護職となった大友能直
 が、家臣の能登乃助国久に命じて、鎌倉の鶴が岡八幡よ
 り祭神の仁徳天皇・応神天皇・仲哀天皇・神功皇后の分
 霊を勧請したと書かれている。大友能直の守護入国説が
 誤りであるにしても、八幡朝見神社が大友氏により勧請
 され、朝見郷の福田、高橋、永井、友永氏が供をして下
 幸したのであろう。また、このとき浜脇村の七人衆が上
 関まで飾り船で出迎え、餅が浜へ着船し、やがて一の
 出、龍が岡を経て現在の社地に鎮座したもようである。



八幡朝見神社由緒

八幡石垣宮縁起

別府市 中須賀東町

この地を石垣と云えるは 其の上纏向日代宮に大座坐 大八洲国所知食、大足彦忍代別天皇の御代に西の国

に背く者ありと御聞き遊ばされるれば 此の筑紫の国を鎮めんと 忍代別天皇 連子日本武尊を始め 数多の官軍等を御召連て 倭纏向の都を御立ちあって 周防国佐婆津迄行幸し 佐婆津より船を発して海上を安々と御渡りあって 此の筑紫に行幸とぞならせ玉ふ。豊前国長狭の県に行宮を建坐ける 此故に此の所を号して京と云う

後世に至り其所の郡の名となり 今の都の郡と云ふ。即ち是れなり 夫より此の豊の後のりに遷さんと長狭の県を御立あって 遙に此の国を覧なわして 其の見ゆるは豊の後りとなる国の崎かと勅玉ふ 因って其所を号て国の崎と云 後世其の地郡の名と成って国崎郡と云う。夫より碩田国速見の邑に遷らせ玉ふに 其の所に女あり 名を速津姫と云ふ 其処の梟師者たり 此の速津姫 天皇の行幸を聞きて 親自迎奉申奏言しけらく 此の処に大なる磐窟二つあり 是を鼠の磐窟と云ひ 此の室に二人の土蜘蛛住めり 一人を青と云ひ 一人を白と云ひ 真に其者の住家の磐窟と云ふは 大石のみを用ひ圍の外まで大石を以て 垣を結びたる如くに 嚴重に構へ其要害の能きを待にして 己が威勢の強きに侈りて 皇命にも従はず 又隨身の者まで己々が住家の園に至るまで 是れも石を以て垣を結びたるが如くに 嚴重に構へて住居へ居り 御貢をも奉らず 仰出されし言をも一つも守らいぬのみか 其上己が勢に任せ 隣国近郷をも押し 横領致さんとする賊共集り居て 朝旋を妨げ万民を苦しめる賊共なれば 是を誅し玉へと奏しければ 天皇速津姫の奏しける言を聞知て 皆々ことごとく退治し玉ふ 後世に至りて 彼の青白の住居せし石窟を世俗に鬼の岩倉と云ひ 又青白に仕へし賊共の居住せし園に至るまで 石を以て真垣を結たる如く構へ居りたりしが 此の賊共の住たりし所を 後世石垣村と云い伝へたり

然るに此の石垣村に鎮座奉神と諏訪大神と奉称、抑も此の諏訪大神の由来を謹て尋奉るに 千早振る神代の御時 伊邪那伎大神御体の穢を契抜玉へし後に 天照大神と素盞鳴之命を生み坐せる此の二柱を 宇豆の御子と詔玉ひて 天照大神には高天原を所食知せ 素盞鳴之命には青海原の津の八百重を所食知と言依佐し玉へ、青海原の八重とは 此国土の全くを云ふものにて 天の下所食知と詔玉ふ御依さし 然るに素盞鳴命は幽りき契ありて泉国に往き坐しかば 其の跡此の葦原の中津国は五也の子八千矛の神に譲り玉へけるが 此の八千矛の神出雲に坐して大国主と治り坐す事となり 是に於て天照大御神の命を以て 豊葦原千秋長五百秋水穗の国は、我子正哉勝々速日天の忍穗耳命の知らすべき国成と言依さし玉ひて 是に天忍穗耳命天の浮橋に立たして 臨眺て詔玉わく 彼国は未だ鎮まらず騒ぎありけりとて 更に還り上りて 天照大御神に請ひ玉ひき 茲に高皇産靈神・天照大御神の命を以て 天穗日命を国鎮めに遣わし玉ふに 大国主神に媚附きて還り言申さず故に 又その神の子武三熊の大人を遣したるに 此の神も又父に従ひて是も還り事申さず故に 又元稚日子を遣したれども 此の

神は大国主神の女下照姫命を娶りて 此の国を治めんと 思ふとて 是れ又八年になりたれど還らず 故に先に天降りし天穗日命 尺の八重雲を押し分け 天翔りて天の下を見廻して返り事申し玉わく 下津国は狭蠅なす水沸き 夜は螢火の如く輝く神あり 石根不根青水沫も言問いて荒振国なり 然れども鎮向て皇美麻命に安国と平らけてく所食知坐しめんと申して云々

此の次には 経津主神・武甕槌神を天降し玉ふ 此の二柱の神は出雲国伊那偽の小浜に降り到りて 高皇産靈神、天照大御神の詔玉ふ事を大国主神に問玉へは 大国主神白く玉はく 天津神の詔教いかでか命を背奉らん 此の国は天津の御子に奉らん 吾子八重事代主神三津崎に遊び漁りして居たり 此の子に問ひ玉へと申上しかば 熊野諸手船に使として 稲背霊命を載せて天津神の勅を事代主神に詔り玉ふ 事代主命は其詔勅を聞きて謹て答申けるには 父大国主神申上奉るままに吾も違ひ奉らし 此の葦原の中津国は天津神の御子に奉らんとて 己から漁りに用ひたる船のともを踏み傾けて 天逆手を青柴垣に打ち成らして陰り坐しき 又一人の子あり 建御名方神と申す 此神只事代主とは違つて 千引の岩を手末にて撃ち来つて言ひけらく 誰そ我が国に来たつて忍々如期き物言 然らば力競へせん とて勇み勇みて問ひけらく それより武甕槌神、大国主神・事代主神の御答の言を千々に申玉へは 武御名方神は信濃国にて御答へ申も恐し 此の地を除けて他所に行きし父大国主神の命に背かし 兄事代主神の言に違わす 此の葦原中津国は命のまにまに天津神の御子に献らんと曰し玉ひき 茲は諏訪の祝部の伊都久神也 此の神の後神を八坂刀売命と曰すとそ 件の伝へを今茲に載せ都良布言は 畏しとけれとも此の長き建御名方神の武勇の程は申すまでもなく 手末にて撃つたけたる石は 出雲国出雲郡稲佐の沖に礫嶋と云ふ島あり いと大なる唯一つの岩なり 是れ神代に建御名方神の手末にささけ来坐せし手引石なり と云ひ伝へたり 又俗人はウケハイ嶋とも云ふ 又諏訪祝部とも云ふ 此の宮の社伝にも大祝部とも云ふありて 諏訪氏なり 建御名方神の御すえにて血統絶えず 尤も中世男子が無くして 六十二代村上天皇の御子具平親王の御子 有員王を嫁せムコにしつる事あり 是れを御衣の祝と云ふ 今に神系絶へず御名方神の御すえにて神社に仕へ奉る 其の国人の云ふにも 諏訪神やがて大祝 大祝即ち諏訪神なりと云ひ伝へたり 神名記にも信濃国諏訪郡南方刀美神社二座ありとある 上社下社と二つに伎れ 上諏訪は建御名方神にて 拝殿はあれども宮造りはなく 社地に大なる石窟ありて 是を神の御坐の所と曰して 其の四隅に大なる柱を立て 是を御神柱と云つて 宮に擬らへたり 此の柱を七年に一度つつ 檜か杉かの大木を以て立て替へたり 此の祭りを御神柱祭りと云ふ

此の地より二里半ばかり隔てて 下諏訪と云ふ社あり 此の社は后神八坂刀売命を鎮坐の社なり 両社大祝の

次に又神事を預かる社人多し 大祝の次に神長官と云ふあり 神社の事を統て預り 次にネギ 次にネギ大夫と云ふあり その次に権の祝と云ふありて此の家は長坂氏なり その次に凝の祝と云ふあり 此の家伊藤氏なり 其の次に副祝あり矢島氏なり 其の神長官以下を五官と云ふ その他にも社人と云ふ者多くあり 神事に奉仕する由なり

扱て下諏訪にも祝あり 茲の祝は武井村と云ふ所に住める故に 武井祝と云ふて手塚氏なり 茲の祝は武勇の家にて源平の戦には 軍光を顕したる事もあり 昔人の知る所にて 平家追討の院宣を蒙りたる旭將軍木曾冠者義仲朝臣の軍に従ひ 齊藤別当実盛を討ち取れる手塚太郎光盛と云えるは 此の武井祝の事なり 義仲朝臣軍を起せし時に 諏訪の社へも軍士の催促せしければ 彼の社の盛んなりし程なる故に 手塚光盛を軍代として軍兵を出せし事あり 於是人皇五十九代宇多天皇寛平二年 武井祝手塚某惣身痛み 殊に足の痛甚た重くなり 色々治療を致すといえども 更にその効なく 医師の力にも及はず 此の足の痛みは国々に験ある温泉あり 行て治療を加えなば其の験あらん 他に治療致す薬師もなしと医者語りければ 然らば験のある温泉をと段々尋ねけるに 伊豆の国に神の湯とて験ある湯ある由を馳きければ 其の湯にて治療を加えんものとて 伊豆国に來り 当國に神の湯と唱へし温泉は尋ねけるに 其の國人の申さるるには 真に昔より神の湯と唱へる湯あり 今は此の湯を熱海と云つて いかなる病も此の湯に入りて平癒致す事 真に昔より神の湯と唱へし程の験ありて神変不思議と云ふ眼前なりと語りければ 其神の湯なる熱海に往いて二十日ばかりも入湯しけるに 験ありて足の痛み平癒しければ大いに悦びける 然して此の温泉の由来を段々と尋ねけるに知る人もなし

古老の申さるるには 此の温泉は伊豫の国より遷したるものなりとあれば 吾が再生の思あれば是れより四國に赴き渡り委しく尋ねんとて 伊豫に來たり伊豆の國に渡したる温泉の源湯の所を尋ね到り 其の地の古老に尋ねけるに 古老の申さるるには 此の湯は自ら此の地に湧出たるものにあらざる由を申しければ 何地より遷したるものなるやと訪ねければ 其の古老此の湯は筑紫の國より遷したるものとの伝ありと申しければ それはいつの頃なりやと懇に訪いければ 然らば筑紫の國より遷したる由来を語らん

抑此の温泉を當國に遷したるは 遠津神代に大己貴神と少彦名神と曰す神ありて 筑紫の洲なる碩田の速見の温泉を下樋より渡して來て 大己貴神の体を濯いしかば暫時ありて活起まして 真暫寝たるかもと宣玉ひて踐建ひ玉し 此國に伝へありと語りける

其の時湯の中にて踐建ひ坐せる跡は 今松嶺の道後と云ふ所に神の湯とて 普通の人に入らざる湯あり 是れ古るき頃 神の入れせ玉へる湯と云ひ伝へ 湯の中に大きな石あり 是れ少彦名神の踐建ひ玉へる石なり

と云ひ伝へ 其の上に宮社あり 湯の宮と申す由 祭神は少彦名神と大己貴神で 神名式に伊豫國温泉郡湯神社とあるは 此の社の事なりとぞ 夫より手塚氏所老の語るを聞きて 然らば是より筑紫に下り 湯の大源を尋ねんものとて 碩田國速見邑はと尋ねつきて 石垣の地に來り 此の所である吉富主計の家に數日留まりて 伊豫の國に下樋を以て遷したる湯の由来を尋ねたるに 伊豫の古老の物語同じなれば大いに悦 真に二柱の神の御業の尊き事 言葉につくし難し 畏き神の御業に吾が病の癒へし事の嬉しきと 祝へ勇んで本國に歸る調度をなしつつ曰しけるは 吾は最早本國に歸るなり 汝是れまで數日の厚意有難し 此の一封の包は汝に末世の形見である 此の中のもの豫ねて吾れが仕奉った諏訪大神の御靈代なり 是れを神體と尊敬し汝は此の神の祝となり 此の邑鎮守と齊き祭らば汝の家は元より 此の邑も繁栄する事諏訪大神の加護なりとて 其の御守りを残して信濃國に歸りける 夫より此の守りを邑の産土神として尊敬し奉る 其の宮柱太數立鎮坐奉 此の頃より信濃にならひ諏訪と唱へた 吉富氏は此の宮の祝である 今石垣の宮と尊敬し奉るは此の大神である

神代に少毘古名神 碩田速見の湯を伊豫國に渡し玉ふと云ふ事を考へるに 此の時渡し玉へる湯は正しく此の石垣にありし湯とこそ覺へたり 然るが故にこそ 同じ速見の内なれとも郷庄の内にて知るなり 由布院郷朝見郷龜門荘には温泉あれとも 此の石垣の荘に限つて湯のなきは 是れ全く此の邑にありたる湯を渡たるならんと覺へたり 今當村に湯の尻といふ所あり

夫より年を経て承平二年の頃 京より淨藏と云ふ僧此の筑紫に來り 殊に豊前國にては所々に不思議を顕し 就中深見谷杯にては人の眼を驚かす事あり 諸人のよく知る所なり 夫より豊後國に來り 當石垣にて不思議の事あり 當村に寺を建て石垣寺と云ひ 淨藏此の寺に居住せり

爰に九州探題として下りたる大友左近將監能直公より 五代の孫大友出羽守新藏人左近將監從四位の上藤原貞親の時代 延慶元年戊申年播州書寫山貫主堯通法師石垣寺に來り 寺号を大慈寺円通寺仁王護國院と改めける 此の淨藏法師 豊前深見谷より越路の途中に宿りける夜 宇佐八幡の御諭しありけるは 汝往ける國に吾を祭れとの神勅を蒙り 此の國に來り石垣寺に居住けるに 八幡又託して曰く 此の村に吾れを祭れ 吾心に叶ふ所に光を放つとの神勅を再び蒙りしかば 淨藏不思議の靈夢を蒙りしと眼を醒して四方を詠むれば 大なる杉の上に御光あり 此の所こそ八幡の御心に叶はせ玉ふ地なりとて 其の大木の根にはこらを建て八幡宮を鎮座す 今も八里に大なる杉木あり 是れ影向の杉なり 其の木の根に石あり 此の所を本宮と云ふ

八幡大神が僧徒に神勅ありたるは 不審に思ふ事なれども 五十六代清和天皇貞觀元年四月十五日 和州大安寺の行教法師に宇佐八幡宮男山に移りたしと神勅ありて

山城国久世郷科手郷なる鳩の峯に遷り奉りたる事の跡を思へば 僧徒たりとも神勅のあり事むへなるかな

其後建久五年甲寅年 諏訪神社祝吉富出雲藤原道純に神勅ありけるは 古き年諏訪神社の鎮座の地に遷りたしと霊夢を蒙りたるは 其の所八幡宮の御心に叶長谷玉う所ならん と諏訪の地に神殿を造営し 諏訪大神と同殿に鎮座奉り 其の時仕へ奉りたる大宮司神主は いつの頃から断絶して 古く八幡宮に仕へ奉りたる大宮司神主の屋敷と伝へたるは 名のみ残れるなり

祭神は、帶中津日子命・氣長帯姫命・菅田和氣命である。村誌によると、承平五年（九三五）八里木に勧請した。ここを元宮とよんでいる。のち、建久五年（一一九四）現在地に移したといわれている。

明治三十年の神社賑取調書では、「六月二十六日大字北石垣字小浜と称するところへ神幸。同日遷宮す。神幸山という見立人形飾り、摺鐘太鼓もちいるひき山三りようでる。」と祭りのようすが書かれている。境内には、寛政九年（一七九七）の鳥居など石造物がある。

あとがき

今回は、紙数の関係で比較的採集の容易であった神社の縁起・由来記を中心に、七社のものを収録した。なお江戸期に書かれたものは少なく、明治初年にそれぞれの神社が御役所に差し出した由来記の写しによるものが多い。今後も引き続き残された社寺のものを収録していきたい。お伝いいただいた土屋公照氏に感謝いたします。

（文責 小玉洋美・入江秀利・藤内喜六）